

メキシコ憲法の 政教関係条項に関する史的概観

小 泉 洋 一

序

フランスにおいて、第三共和制の初頭にカトリック勢力が与した王党派と反教権主義的な共和派との間で繰り広げられた激しい抗争を経て、1905年に政教分離法が制定された。同法の制定の際にもっとも重要な役割を果たしたのは、下院で法案を審議した特別委員会の報告者であったアリスティード・ブリアンである。ブリアンは自らが執筆した有名な報告書（ブリアン報告書）において、政教分離を理由づけるため外国の制度をかなり詳しく記述した⁽¹⁾。同報告書は、政教分離体制の国としてアメリカ合衆国と並んでメキシコを挙げ、とくにメキシコに関しては、後述する1874年12月14日の法律——ブリアン報告によれば「国家と教会の完

(1) Aristide Briand, *Rapport au nom de la Commission relative à la séparation des Eglises et de l'Etat et à la dénonciation du Concordat chargée d'examiner le projet de la loi et les diverses propositions de loi concernant la séparation des Eglises et de l'Etat*, Chambre des députés, n° 2302, 1905, pp. 121-154.

(2) *Ibid.*, pp. 143-146. ブリアン報告書がメキシコに関して次の文献を参照していた。P.-G. La Chesnais, *L'Eglise et les Etats: Trois exemples de Séparation*, Librairie de "Pages libres", 1904. これは、ベルギー、米国およびメキシコの政教関係を論じた著書であり、約30頁をメキシコの記述に充てていた。当時のフランスにおいて、メキシコの政教分離法制がよく研究されていたことがうかがえる。

論 説

全な分離を確立した法律」⁽³⁾——を紹介し次のように結論づけていた。

「メキシコは、当時まで実現されたことがなかったもっとも完全かつ調和のとれた非宗教的立法を有している」⁽⁴⁾。

この事実が示すように、メキシコはフランスより先に政教分離を法制化していたのである。そのため、今日のフランスでもメキシコは政教分離に関して注目され続けている。ライシテに関する今日の代表的な論客の1人であるアンリ・プナ＝リュイズがメキシコを「最初の非宗教的な国」⁽⁵⁾と述べるのはその例である。

ところで、わが国の憲法学はこれまで米国の政教分離に高い関心を示してきたが、メキシコの政教分離をこれまで比較法研究の対象としてこなかった。しかも、メキシコ憲法が政教分離制度を採用していることすらも正しく認識してこなかった。憲法学者がメキシコを「たんに宗教の自由または宗教による差別の禁止をうたっている国家」に分類していたことがそれを示す。さらに政教分離以外の点についても、メキシコ憲法が後述するようにわずかな例外を除き無視されてきたといっても過言ではない。

しかし、政教分離原則をめぐる憲法現象を検討する点でメキシコに目を向けることはわが国においても重要な意義をもちうるはずである。メキシコ研究は、政教分離原則に関する憲法解釈を検討するうえで憲法学に未開発の新資源をもたらすことが予想されるからである。また、各国

(3) Briand, *op. cit.*, note 1, p. 144.

(4) *Ibid.*, p. 146.

(5) Henri Pena-Ruiz, *Qu'est-ce que la laïcité ?*, Gallimard, 2003, p. 256.

(6) 西修『憲法体系の類型的研究』(成文堂、1997年)330頁。ただしその後、西教授は、メキシコを「国家と宗教との分離を徹底」した国家と記述した。西「各国憲法概要(2)」駒澤法学6巻1号(2006年)130頁。なお、このほかメキシコを正當に政教分離国と分類した文献として、辻村みよ子『比較憲法』(岩波書店、2003年)95頁。

の政教分離とくに国家の非宗教性の共通性と独自性を分析して政教分離の比較法研究を進めるうえでも、メキシコの政教分離は興味深い研究対象となろう。

とはいえ、わが国におけるこれまでのメキシコ憲法研究の現状を考えると、前述のような研究にすぐに本格的に着手できそうもない。そこで本稿では、メキシコ研究の準備作業として、メキシコでこれまで制定された諸憲法において政教関係がどう規定され、それがどう移り変わってきたか、そして現在ではどうなっているかを概略的にみることにしたい。また、このためには、当然メキシコで制定された諸憲法にも概観しなければならない。

なお、本題に先立ち、メキシコにおける法および宗教の現状についてみておくことが有益であろう。そこで、この2点を簡潔にみておきたい。

まずメキシコ法について述べると、憲法はアメリカ合衆国憲法に類似する点（連邦制、大統領制、両院制など）が少なくないが、メキシコ法はスペイン法を継受し、メキシコは成文法主義国である⁽⁷⁾。

次にメキシコの宗教はどうか。2000年に5歳以上の者について行った調査結果によると、宗教信者の比率は次のとおりである⁽⁸⁾。カトリック信者は総人口の88パーセント、その他の宗教の信者（プロテスタント〔伝統的教会、エホバの証人など新興の教団を含む〕、少数の仏教、イスラム教、ユダヤ教など）は7.6パーセント、無神論者は3.5パーセント（他は無回答者）。なお、この統計からは、カトリックに属する者の比率は、そ

(7) 中川和彦・矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の法制度』（アジア経済研究所、1988年51頁（奥山恭子執筆担当）。なお、ラテンアメリカ法は一般に大陸法系とくにフランス法系といわれる。同8頁（中川和之執筆担当）。

(8) Instituto Nacional de Estadística, Geografía e Informática, *La diversidad religiosa en México*, XII Censo general de población y vivienda 2000, INEGI, 2005. 国本伊代「現代メキシコ社会とカトリック教会」中央大学論集27号（2006年）1頁以下も参照。

れが99.5パーセントもあった1900年から徐々に下がっていることもわかる。こうみると、メキシコではカトリックの伝統が圧倒的に強いが、宗教的多様化が進んでいるといえそうである。

第1節 メキシコの諸憲法

1 1857年憲法以前の諸憲法

(1) カデイス憲法

メキシコでは独立前から多数の憲法典が制定された。そこで以下では、1857年憲法以前の諸憲法、1857年憲法および現行の1917年憲法に分けてみることにしたい。

メキシコは独立前ヌエバ・エスパーニャ (Nueva España) と呼ばれるスペインの植民地であった。そこで最初に施行された憲法典は、本国スペイン王国の憲法であるカデイス憲法であった。この憲法は、ナポレオンのスペイン侵攻およびそれに伴う国王の退位を受けてカデイスに招集された議会によって制定されたものであり、全10章383カ条からな⁽⁹⁾った。同憲法はスペインでは1812年3月19日に施行され、これが同年9月30日に独立戦争下のヌエバ・エスパーニャでも施行された。カデイス憲法は1814年に廃止されるが、1820年に一時的に復活した。

(2) アパチンガン憲法

ヌエバ・エスパーニャの時代メキシコを統治していた副王に対して1810年9月16日早朝にイダルゴ神父 (Miguel Hidalgo y Costilla, 1753～1811) が蜂起したのが独立への第一歩である——現在メキシコでこの日が独立記念日となっている——。イダルゴの蜂起に続き1811年には司祭のモレロスが蜂起した。モレロス (José María Morelos, 1765～1815) は

(9) Constitución Política de la Monarquía Española, Felipe Tena Ramirez, *Leyes fundamentales de México 1808-2005*, 28a ed., Porrúa, 2005, p. 60. 同憲法の邦語訳として、北原仁「〔仮訳〕カデイス憲法」駿河台法学5巻1号(1991年)85頁。

副王軍と戦いながら1813年9月にチルパンシンゴに議会を開設し、同年11月にここで独立を宣言した。その後議会はアパチンガンに移され、ここで翌年憲法を制定した。この憲法は1814年10月22日に公布され、「メキシコアメリカの自由のための憲法令」を正式名称とし、アパチンガン憲法とも呼ばれた。⁽¹⁰⁾ この憲法はメキシコで最初に制定された憲法典であり、しかも人権宣言も備え全28章242カ条からなる整ったものであったが、実際には施行されなかった。

(3) メキシコ帝国暫定政治規則

この規則は、皇帝イツルビデ (Agustin de Iturbide 1783～1824) が起草させ自らが設置した国家評議会の承認を得た文書である。この文書は帝制の正当化のために起草されたものであり、100カ条からなつた。

この規則制定には次のような背景があつた。スペインで1820年に自由主義派による革命が起きたのに呼応して、メキシコでは独立の気運が高まつた。そのような中、スペインの副王軍の指令官であつたイツルビデは1821年2月24日にイグアラ綱領を発表して、メキシコの独立計画を示した。⁽¹¹⁾ イグアラ綱領は22カ条からなり、立憲君主制など独立後の統治体制の構想を示したものであり、これが実質的な独立宣言であつた。イツルビデは同年10月副王から独立承認を得て (コルドバ条約)、実質的な独立を達成した。次いでイツルビデは1822年2月に憲法制定議会を招集したのち同年5月に皇帝に即位した。だが、その議会は後にイツルビデと対立したため解散され、それに代わりに設置された国家評議会が23年2月に承認したのが帝国暫定政治規則である。

だが、同規則が公布されないまま、イツルビデ帝政が終わつたので、これは「規則案」というのが正しいようである。⁽¹²⁾

(10) Dereto constitucional para la libertad de la América Mexicana, sancionado en Apatzingán a 22 de octubre de 1814, *ibid.*, p. 32.

(11) Plan de Iguala, *ibid.*, p. 113.

(4) 1824年憲法

1824年憲法はメキシコ独立後最初に制定された憲法である。その制定過程は次のとおりである。帝政崩壊後1823年11月5日に新たな議会が召集された。議会に設置された憲法委員会は同年11月20日に「憲法的議定書」案を提出し、その案は翌24年1月31日に「連邦憲法的議定書」という名称で承認された⁽¹³⁾。この文書は36カ条からなり、連邦制の採用など1824年憲法の骨格を示していた。これに続き議会は、憲法案を審議し若干の修正を加えたうえで24年10月3日に承認した。憲法は同月5日に公布された。

1824年憲法の正式名は「メキシコ合衆国連邦憲法」で全8章171カ条からな⁽¹⁴⁾った。その骨子は、連邦制、共和制、代表制（2章）、両院制の議会（3章）、大統領制（4章）、司法権（5章）であり、三権分立が明確であった。この点において同憲法には、人権宣言を欠くものの、アメリカ合衆国憲法からの影響が明らか⁽¹⁵⁾であった。1824年憲法は1835年まで効力を持つとともに、1847年には一時的に効力を回復した。

(5) 七憲令

1824年憲法の下でも、メキシコ各地においてカウディージョと呼ばれる軍閥が支配したため近代統一国家がすぐには形成されなかった。また、主として中産階級に属する自由主義派と大土地所有者、聖職者など特権階級に属した保守派との激しい対立も生じた。自由主義派は、連邦制を支持するとともに、平等・自由を重視し、また反教権主義的態度をとっ

(12) José Barragán, Reglamenteo provisional pólico del Imperio Mexicano, *Dictionario de derecho constitucional*, 2a ed., Porrúa / Universidad Nacional Autonoma de Mexico, 2005, p. 526.

(13) Acta Constitutiva de la Federación, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9, p. 154.

(14) Constitución de los Estados Unidos-Mexicanos, *ibid.*, p. 167.

(15) 北原「カディス憲法とアムパーロ訴訟の起源（2完）」駿河台法学11号1号（1997年）327頁。

た。これに対して保守派は中央集権を主張するとともにカトリック教会を擁護した。このためカトリック教会の扱いが自由主義派と保守派の大きな対立点となっていた。⁽¹⁶⁾このような両派の対立のため、メキシコの憲法はその後めまぐるしく変わるとともに、それによって宗教の扱いが改められるという現象がみられることになった。

ところで、1824年憲法の下で1833年から34年まで自由主義改革が行われた。だが、34年に保守派がクーデターでそれを阻止すると、カウディージョの一人であって33年に大統領に就任していたサンタ・アナ (Antonio López de Santa Anna, 1794~1876) も、保守派に与するようになった。こうした状況から、保守派に沿うように憲法が制定され直された。これが七憲令 (Constitución des las Siete leyes) と呼ばれる7つの憲法的法律である。七憲令は1836年憲法とも呼ばれる。

七憲令の制定過程は次のとおりである。1835年1月に保守派で議席の多数が占められた連邦議会が召集され、サンタ・アナにより連邦議会は憲法制定議会とされた。その議会は1835年10月23日に連邦制に代え中央集権制を採用することなどを内容とする14カ条の憲法基準を承認した。⁽¹⁷⁾それに従い議会は同年12月から1836年4月にかけて7つの憲法的法律を制定していった。⁽¹⁸⁾第1の憲法的法律では「メキシコ人の権利および義務」が規定されたが、第2の憲法的法律では三権の上にあって違憲な法律を無効にする権限を有する最高保護権 (supremo poder conservador) を規定するなど、⁽¹⁹⁾七憲令は中央集権を志向する保守派の考えを前面に出したものであった。

(16) 国本伊代『メキシコの歴史』(新評論、2002年) 153、173頁。

(17) Bases constitucionales expedidas por el Congreso constituyente el 15 de diciembre de 1835, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9, p. 202.

(18) Leyes constitucionales, *ibid.*, p. 204.

(19) 「最高護憲権」はフランスの共和8 (1799) 年憲法で規定された「護憲元老院」をモデルとしたものである。北原・前掲注 (15) 351-353頁。

(6) 1843年組織基本法

1841年10月に七憲令は効力を停止された。1842年に選挙を経て憲法制定議会が召集され、その結果自由主義派が主導権を握って憲法を制定しようとした。だが、その動きは保守派によって抑圧され、その後保守派だけで制定されたのが組織基本法である。この基本法は、保守派の大統領により1842年12月に任命された80人の名士から構成される国家立法評議会が審議したものを、大統領に復帰したサンタ・アナが翌83年6月12日に裁可し、14日に公布されたものである。基本法は「メキシコ共和国組織基本法」を正式名称とし、202カ条からな⁽²⁰⁾った。

だが、米墨戦争(1846～48年)でメキシコが敗戦を重ねるなか、1846年8月のデクレトにより1824年憲法が復活した。この復活は、翌47年5月18日に憲法制定議会で議決され、それは同月21日に公布された憲法的議定書でも確認⁽²¹⁾された。

2 1857年憲法

(1) 憲法制定の背景

次のようなサンタ・アナの独裁とそれに対する自由主義派の蜂起が1857年憲法の背景である。米墨戦争で敗北し、メキシコは広大な領土を米国に割譲させられた(1848年)。戦後もメキシコでは各地で反乱が頻発したため無政府状態に陥った。そこで、保守派勢力に擁立されてサンタ・アナが再び政権を掌握し、彼は秩序回復のために独裁政治を行⁽²²⁾った。

(20) Bases orgánicas de la República Mexicana, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9 p. 405.

(21) Acta constitutive y de reformas sancionada por el Congreso extraordinario constituyente de los Estados Unidos Mexicanos el 18 de mayo de 1847, *ibid.*, p. 472.

(22) 1853年4月23日の「憲法公布までの共和国の行政のための基本法」に基づいた。Bases para la administración de la República hasta la promulgación de la Constitución, *ibid.*, p. 482.

サンタ・アナの独裁は自由主義派の強い反発を招いた。自由主義勢力は、1854年3月1日にアユトラ綱領を⁽²³⁾発表して、サンタ・アナ政権の打倒および議会の招集などを求め、それに続いて蜂起した。1855年8月9日に自由主義派が実権を掌握し、サンタ・アナを追放した。これはアユトラ事変と呼ばれ、これに続くレフォルマ（改革）とともにメキシコ政治史の一大転換期を画した。

レフォルマのさきがけとなったのは、自由主義派であるコンフォルト（Ignacio Comfrot, 1812～63）大統領の下で制定されたファレス法（1855年11月23日の法律）およびレルド法（1856年6月25日の法律）である。両法は、後述の改革諸法の制定に続く一連の反教権主義法令のうちで最初のものであった。ファレス法は、民事事件について教会の司法特権（⁽²⁴⁾fuero）を廃止し、刑事事件について教会の司法特権が放棄可能であることを宣言した。レルド法は、民事団体および聖職者団体の所有に属する農村部および都市部にある不動産についての永代財産解体に関する法律であった。同法は、団体の目的に直接供用される建物を除きこのような⁽²⁵⁾不動産が小作人または最高入札者に割り当てられると規定した。

(2) 憲法制定過程

コンフォルトは1856年2月17日に憲法制定議会を召集した。翌18日に議会の審議が始まった。コモソフォルト大統領は議会に並行して、新憲法制定までの期間に対応するため1856年5月15日にメキシコ共和国暫定⁽²⁶⁾組織法規を制定した。同法規もアユトラ綱領を具体化するものであり、

(23) Plan de Ayutla, *ibid.*, p. 492.

(24) この廃止は平時における特別裁判所の禁止という形で現行憲法まで続いている（1917年憲法13条）。

(25) ただし、レルド法は教会や修道会が有していた莫大な死手財産を農民など実際の土地利用者に移すことを目的としたが、思った効果は上がらないばかりか弊害をもたらした。国本・前掲注（16）196-197頁、G・F・マルガダン S（中川和彦訳）『メキシコ法発展論』（アジア経済研究所、1993年）252頁。

憲法公布まで理論上効力を持った。だが、憲法を審議中の議会においては同法規に対する反対が強かった。

他方、その憲法制定議会では、翌57年2月5日に議会の議員および大統領による新憲法への宣誓が行われ、57年2月17日に議会の会期を終えた。憲法は「1810年9月16日に宣言され1821年9月21日に達成された正当な独立を不滅の基礎とするメキシコ共和国憲法」を正式名称として、同年3月11日に公布された。⁽²⁷⁾

なお、1857年憲法の制定はそれを拒絶する保守派と自由主義派との緊張を極度に高めることになった。この結果、保守派がコモソフォルト大統領を追放して合法政府である自由主義政府（首都はベラクルス）とは別の政府（首都はメキシコシティ）を樹立するに至った。このため1860年末まで3年間、自由主義派政府と保守派政府との間で三年戦争（レフォルマ戦争）と呼ばれる激しい内戦が繰り広げられた。後述の改革諸法が制定されたのはこの時期においてである。

(3) 内容と適用

1857年憲法は全8章128カ条からなつた。その構成は1824年憲法と基本的に同じであるが、1857年憲法が1章に人権宣言を掲げたことは1824年憲法との注目すべき差であった。同憲法の特徴として次の諸点を指摘できる。

第1に、1857年憲法が、連邦制を前提としながらアユトラ計画に沿って民主的で代表制をとる人民共和制の政体を採用したことである（2章）。⁽²⁸⁾

第2に、同憲法により、大統領の任期は4年、再選可能であったが

(26) Estatuto orgánico provisional de la República Mexicana, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9, p. 499.

(27) Constitución Política de la República Mexicana, sobre la indestructible base de su legitima independencia, proclamada el 16 de septiembre de 1810 y consumada el 27 de septiembre de 1921, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9, p. 607.

(28) アユトラ綱領5条参照。

(78条)、その権限は連邦議会による強い統制の下に置かれたことである(72条、74条)。これはサンタ・アナが行った独裁への警戒から理解できよう。また、その議会はそれまでの両院制ではなく一院制となった(52条)。

第3に、同憲法は冒頭で多くの人権を規定したことである(1章1節)。例えば、教育の自由(3条)、職業の自由(4条)、言論出版の自由(6条、7条)、結社の自由(9条)、財産権(27条)などが列挙された⁽²⁹⁾。このように、1857年憲法は人権保障および権力分立を明示し、この点で自由主義的色彩が強い近代憲法であったといえる。

1857年憲法は、フランス皇帝・ナポレオン三世によるメキシコ出兵(メキシコ事件、1861年)の後にメキシコの保守派およびフランス軍に支えられたマキシミリアン帝政期(1864~67年)⁽³⁰⁾を除き、1917年まで効力をもった。その間、後述の改革諸法が制定され、その原則が憲法典に盛り込まれるなどして1857年憲法は30回以上も改正を受けた。とくにディアスの独裁体制期(1876~1911年)には多くの改正がなされた。

1857年憲法が効力をもちえた期間には、前述した自由主義派と保守派との三年戦争、メキシコ事件に続く内戦など危機がたびたび訪れるとともに、憲法を無視したディアス独裁体制も続いた。そのため同憲法が完全な効力をもつことはなかった⁽³¹⁾。

3 1917年憲法

(1) 憲法制定の背景——メキシコ革命

(29) アユトラ計画は政府の規制を制限し、人頭税などを廃止する方針を示していた(6条、7条)。

(30) マキシミリアン帝政は、フランス皇帝・ナポレオン三世によりオーストリア皇帝の弟であるマキシミリアン(Ferdinand Maximilian, 1832~67)が傀儡のメキシコ皇帝に据えられて始まった帝政のことである。

(31) マルガダン・前掲注(25)254頁。

論 説

1917年憲法はまさにメキシコ革命の成果である。⁽³²⁾そこで憲法制定の背景としてメキシコ革命の原因から探るのが適切である。革命の原因となったのはディアス (Porfirio Diaz, 1830~1915) の長期独裁体制である。レルド政権ののち実権を握ったディアスは1877年に大統領に就任して以来1910年まで独裁を行った。その間、ディアスはメキシコに外国資本を誘致し、鉄道網、大規模なプランテーション農業、鉱山開発など、めざましい経済発展を実現した。他面、この経済発展は、大土地所有制が維持・強化されたことも相まって、多くの貧しい農民や労働者を生んだ。⁽³³⁾こうした農民や労働者が反抗してもディアスにより直ちに弾圧された。

ところで、ディアス独裁体制は大土地所有者や外国資本により支えられるとともに、カトリック教会も体制側の一翼を構成した。というのは、ディアスは1857年憲法における政教関係条項のほとんどを無視してカトリック教会に対して宥和的政策をとったからである。そのおかげで教会は土地を含む多くの財産を回復し、修道院も復興したのみならず、聖職者数をかつてないほど増加させることができた。それとともに教会はディアス長期独裁体制を精神的に支援していたのである。

メキシコ革命勃発の契機となったのは、1910年の大統領選挙で1857年を無視してディアスが再選されたことである。この大統領選挙候補者であり、アメリカ合衆国に亡命していた自由主義者マデロ (Francisco I. Madero, 1873~1913) は、10月5日にサン・ルイス・ポトシ綱領を発表し、⁽³⁴⁾ディアス体制打倒を呼びかけた。この計画はディアスの再選を無効と宣言するものであったが、農民・労働者の要求を取り入れたものではなか

(32) 1917年憲法の制定について参照、伊藤峰司「一九一七年メキシコ憲法序説——比較憲法史のために——1・2完」愛知大学国際問題研究所紀要71号(1982年)1頁、73号(1983年)93頁。

(33) 1910年には農民の80パーセントは自分の土地を所有していなかったといわれる。マルガダン・前掲注(25)281頁。

(34) Plan San Luis Potosi, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9, p. 732.

った。それでも、1910年末からメキシコ各地で革命諸勢力が武装蜂起した。この結果、1911年5月にディアスは大統領を辞職し亡命した。

それに続き同年11月にマデロ政権が成立した。だが、これに対して国内に残るディアス派が反革命運動を起こし、これに乗じて1913年2月にウエルタ将軍がクーデターを起こした。カトリック勢力から支援を受けたウエルタ軍事政権に対し、各地でカランサ派、ビリャ派、それに農民勢力のサパタ派（サパタ農民革命軍）に分かれた革命諸勢力が独自に抵抗運動を始めた。後にその諸派は護憲派として一致してウエルタ軍と闘い、ウエルタ政権を倒した（1914年7月）。その後、護憲派は再び分裂し互いに覇権をめぐる内戦が続いた。カランサ（Venustiano Carranza, 1859～1920）が最終的に内戦に勝利し、彼は27州のうち20州の領域で自らを第一統領とする臨時政府を樹立した（1915年10月）⁽³⁵⁾。

(2) 憲法制定過程

カランサは当初1857年憲法の復活で十分と考えていたが、その後新しい憲法の制定を決意し、1916年9月14日に憲法制定議会の議員選挙を公示した。10月22日に選挙が実施され、選出された議員は1916年11月21日にケレタロに設置された憲法制定議会に集まった。ただし、選挙はカランサの支配領域でのみ行われたため、議会にはビリャ派およびサパタ派は含まれず、さらに教会の代表も排除されていた。議会はまず予備的審議を行い、議長、さらに憲法案を審議することになる憲法委員会の委員を選出した。12月1日にカランサは議会で演説を行うとともに1857年憲法の部分的修正にすぎない憲法案を提出した⁽³⁶⁾。このように、カランサはあくまで1857年憲法の手直しにとどめることを意図していた。

しかし、社会改革をめざす急進派議員が憲法委員会の委員に選出され

(35) なお、メキシコ革命期は1920年にカランサがクーデターで殺害されたときまで続いたとみられている。国本・前掲注(16)257頁。

(36) Proyecto de Constitución por primer jefe, Ramires, *op. cit.*, nota 9, p. 764.

ていたことから、議会の審議はカランサの意図を越えていくことになった。⁽³⁷⁾ 委員会はカランサ案とは別個に憲法案を作成し、この委員会案をもとにして審議が進められたのである。その審議にはメキシコ自由党綱領が影響を与えたほか、⁽³⁸⁾ とくに土地についてはサパタ派のアラヤ綱領からの影響もあった。⁽³⁹⁾ また、政教関係、労働、土地所有権などについてとくに激しい論議が交わされた。1917年1月30日に議会審議は終了し、翌31日に、憲法は署名され、また議員および第一統領は憲法遵守の宣誓を行った。そして憲法は2月5日に公布された。こうして成立した新憲法はカランサ案にはなかった革新的な内容が付け加わった。

(3) 内容と改正

ケレタロ憲法とも呼ばれる1917年憲法は「1857年2月5日憲法を改正するメキシコ合衆国憲法」⁽⁴⁰⁾を正式名称とする。同憲法は全9章136カ条からなり、構成は1857年憲法と同じである。この事実は、1857年憲法に手直しを加えただけのカランサ案を引き継いで成立したという事情に由来する。

とはいえ、1917年憲法は1857年憲法とはまったく異なる内容を盛り込んだものであり、当然1917年憲法は1857年憲法と多くの点で異なった。その主要な差異として次の点を指摘することができる。

(37) 国本「メキシコ革命憲法制定議会と代議員——代議員団の経歴と思想からみた制憲議会の特徴——」中央大学論集28号（2007年）48-52頁。

(38) 自由党綱領は、1905年に反ディアスの知識人により結成された自由党が翌年に発表した綱領であり、反教権主義や労働者の保護などの社会改革を唱えた。Programa del Partido Liberal Mexicano, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9, p. 728、伊藤「一九一七年メキシコ憲法序説2完」前掲注（32）94-104頁。

(39) アラヤ綱領はサパタ派が1911年11月に発表した綱領であり、大土地所有制解体などを唱えていた。Plan de Ayala, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9, p. 740。伊藤「一九一七年メキシコ憲法序説2完」前掲注（32）104-108頁。

(40) Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos, que reforma la del 5 de febrero de 1857, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9, p. 817。

第1に、連邦議会は両院制になった。

第2に、大統領の権限が強まったが(89条など)、大統領の任期は6年で再選禁止となった(83条)。

第3に、人権に関して、後述のような反教権主義の強化のほか、次のように、経済的自由権の制限および社会権が詳細に規定された。①大土地所有の禁止、大土地所有者から土地を国が接収し小作人に分配することを含む土地所有権の制限、水利資源および地下資源の国家所有など(27条)、②独占の禁止など経済活動の規制(28条)、③労働者の権利および社会保障(123条)がそれである。これらは、憲法制定の背景となったメキシコ革命のまさに成果を反映したものである。

ところで、こうした内容は周知のようにドイツのワイマール憲法(1919年)に登場するが、その2年前にメキシコ憲法がそれをすでに規定していた点は高く評価されるべきである。しかしながら、この事実をレーヴェンシュタインが早いうちから記述していたにもかかわらず、⁽⁴¹⁾わが国の憲法学説は同憲法に少しも注目してこなかった。ただし、かつて影山日出弥は、「社会権が歴史的に実定憲法へ登場する最初の例はメキシコ憲法」⁽⁴²⁾と、1917年憲法を正当に評価していたのはせめてもの救いであったが……。

なお、1917年憲法のテキストを見ると——所有権の制限に関する27条および社会権に関する123条がその典型として——、きわめて多くの細則を含み、そのため法文が並外れて長い諸規定があることに驚く。これ

(41) カール・レーヴェンシュタイン(阿部照哉、山川雄巳共訳)『新訂現代憲法論——政治権力と統治過程』(有信堂高文社、1986)400頁。

(42) (池田政章ほか「『社会権』の再検討」法律時報43巻1号(1971年)[影山日出弥発言]、影山「第29条」有倉遼吉編『基本法コンメンタール 憲法』別冊法学セミナー(1970年)114頁、影山「『独占』と人権侵害」法律時報44巻2号(1972年)9頁、同「比較憲法史序説」季刊科学と思想4号(1972年)759頁以下参照。なお、伊藤・前掲注(32)133頁、西『憲法体系の類型的研究』前掲注(6)355頁も同旨。

は、急進派が社会権の重要性を強調しようとしたためである。しかしながら、この状況は、逆に憲法に盛り込まれた細則とその後制定された法令との間に容易に矛盾が生じるといった皮肉な現実を招いている⁽⁴³⁾。

1917年憲法は2008年末まで2008年9月26日を最終改正として182回の改正を受けているが、これがメキシコの現行憲法であり続けている。なお、1992年に27条に関し重要な改正が行われたほか、同年に後述のように政教関係条項も重要な改正を受けた。

第3節 憲法の政教関係条項

1 1857年憲法以前の諸憲法

(1) 国教条項

メキシコで憲法典が制定されるようになってすぐには政教分離原則が規定されなかった。しかも、1857年憲法までのすべての憲法は、カトリックの国教制度を定めるとともに宗教の寛容を否認していたのである。これは、おそらく独立時のメキシコ社会におけるカトリック教会の地位に由来したとみてよい。というのは、ヌエバ・エスパーニャの時代に先住民をカトリックに改宗させたカトリック教会は、スペイン人から奴隷化された彼らを保護し、またメキシコで教育、医療および福祉を担ってきたからである。そのためカトリック教会はメキシコ社会を精神的のみならず実質的にも支配してきた⁽⁴⁴⁾。このほか、メキシコの独立戦争において副王軍と戦ったのは聖職者に率いられた勢力であったことにも注意しなければならない。

諸憲法の国教条項をみると次のとおりである。

(43) パトリシア・ロサレス＝シエラ（古城毅訳）「メキシコ憲法のゆくえ——2000年以降の憲法改正論議に関する考察——」イベロアメリカ研究30巻1号（2008年）45頁。

(44) 国本「メキシコ近代史における国家とカトリック教会」藝林54巻1号（2005年）99頁。

(2) カディス憲法

スペイン本国で制定されたカディス憲法は、「スペインの国の宗教は、唯一の真実な使徒伝来ローマカトリックであり、これから永久にそうである」(12条)と規定した。また、同憲法は、教会に司法特権を認める点などにおいても教会と国家の強い結びつきを明示していた(249条)。

(3) アパチンガン憲法

アパチンガン憲法は、その冒頭で「使徒伝来ローマカトリックは、信仰告白しなければならぬ唯一の宗教である」(1条)と定めた。しかも同憲法はカトリックを信じない外国人に市民権取得を拒否し(15条)、カトリックの教えを尊重することを一時滞在者が保護を受ける条件とした(17条)。

(4) メキシコ帝国暫定政治規則

帝国暫定政治規則に先行したイグアラ綱領は、「いかなる他宗教を許すことなく使徒伝来ローマカトリック」を統治の基礎として掲げた(1条)。それに基づき帝国暫定規則も、「メキシコの国民およびそれを構成し、将来構成するすべての個人は、すべての他宗教を排して使徒伝来ローマカトリックの教えを信仰告白する」と宣言した。それとともに同規則は、政府によるカトリックの保護、教会の権限の承認など規定した(3条)。同規則も教会に司法特権を認めていた(18条、59条)

(5) 1824年憲法

独立後初めて制定された1824年憲法は、それに先立つ連邦憲法要綱4条と同様に、「メキシコ国民の宗教は、使徒伝来ローマカトリックであり、永久にそうである。国は、賢明で公正な法律によりこれを保護し、いかなる他宗教の行為を禁止する」(3条)と規定した。このように同憲法は引き続きカトリックを国教とするのみならず、憲法はカトリックの保護および他宗教への非寛容も明示した。さらに同憲法は宗教に関する規定についての改正を禁止した(171条)。もっとも、1824年憲法は明文で一

論 説

定のキリスト教高位聖職者に議会議員の被選挙権を否認した（23条、29条）。この点はその後の諸憲法にほぼ共通してみられるようになった。

(6) 七憲令

保守派色の強い1835年の憲法基準は、「これまでのように主権を有し独立するメキシコの国民は、使徒伝来ローマカトリック以外の宗教を信仰告白せず、保護せず、いかなる他宗教の行為も許さない」と規定した（1条）。これに倣い、第1の憲法的法律は、「メキシコ国民の義務」の冒頭に「祖国の宗教を信仰告白すること」を掲げた（3条1項）。また同法は、「宗教上の地位の告白による市民の義務の履行が不可能であること」を市民権剥奪事由とした（11条6項）。なお、議会の下院議員資格を一定の聖職者には否認され（第3の憲法的法律7条）、県知事の資格は俗人にも認められた（第6の憲法的法律6条6項）。

(7) 1843年組織基本法

同基本法も、「国民は、使徒伝来ローマカトリックを信仰告白し保護し、いかなる他宗教も排除する」と規定した（6条）。また、「宗教上の地位」も市民権剥奪事由の1つとされた（22条4項）。同基本法は、一定のキリスト教聖職者を議会の下院議員資格から排除したが（29条）、教会の聖職者が議会の上院議員になれることも規定した（39条）。

2 1857年憲法

(1) 1857年憲法と政教関係

自由主義派は、前述のようにサンタ・アナ独裁を打破した後、反教権主義的なファレス法およびレルド法の制定を経て、1857年憲法を制定した。その背景には次のようなメキシコ社会におけるカトリック教会の地位を指摘することができる。①カトリック教会が独立後も大きな社会影響力を保持し、植民地時代からの特権を保有してきたこと、②その教会が保守派と結びつきメキシコ社会のヘゲモニーを維持してきたこと、③

(甲南法学'09) 49-3・4-64 (176)

教会が信徒から集めた寄付はいわゆる「死手」(manos muertas)となり譲渡されてこなかったため、教会が独立時に国土の約半分を所有したぐらい莫大な財産を蓄積してきたこと⁽⁴⁵⁾。このような背景から自由主義派がとる反教権的措置は、のちに後述の改革諸法の制定につながるようになった。

この経緯からみれば、1857年憲法がカトリックの国教条項を撤廃するのは当然のことであった。事実、同憲法に先立って制定されたメキシコ共和国暫定組織法規ではもはや国教条項はなく、1857年憲法もそれに倣った。しかしながら、1857年憲法は、まとまった人権宣言を備えていたにもかかわらず、宗教の自由、国家と教会の分離などは規定しなかった。

実は、憲法案の審議においてもっとも意見が対立したのは、宗教の寛容に関する規定を憲法に盛り込むかどうかについてであったが、結局それは見送られた。そのため宗教の自由は憲法には入れられなかったのである。それでも、1857年憲法にはカトリック教会を抑制する以下のような諸条項が設けられた。その中には前述のフアレス法およびレルド法に対応する規定もあった(13条、27条)。憲法制定議会の審議途中である56年12月15日に、ローマ教皇ピウス9世がフアレスおよびレルド法とともに1857年憲法案を非難する演説を行ったのは、そのためである。

(2) 政教関係条項

以下、1857年憲法における政教関係条項をみよう。

第5条 何人も、正当な報酬および自己の完全な同意なしには、個人的な労働を強制されてはならない。法律は、労働、教育または宗教誓願を理由とするものであるとにかかわらず、人の自由の喪失または取消不能な犠牲を目的とするいかなる契約を許すことはできない。法

(45) 国本「メキシコ革命とカトリック教会——19世紀自由主義改革の遺産」中央大学論集16号(1995年)71-72頁。

律は人が追放に合意する協約も許してはならない。⁽⁴⁶⁾

第13条 メキシコ共和国において何人も、自治法規 (leyes privadas) により、または特別裁判所により裁判されてはならない。いかなる者またはいかなる団体も司法特権を持たず、公役務の補償であるものおよび法律に規定される場合のほか、報酬を受けてはならない。軍事裁判権は、軍紀に係る犯罪についてのみ存続する。法律がこの例外の場合を明確に定める。

第27条 [1項 (略)]

いかなる民事団体または聖職者団体も、その性格、名称または目的にかかわらず、組織の活動および目的に直接および間接に当てられる建物を唯一の例外として、不動産を自ら取得し、所有し、または管理する法律上の能力を有しない。

第56条 [連邦議会の] 議員であるためには以下のことを要する。[中略] 聖職者の地位に属さないこと。

第77条 大統領であるためには以下のことを要する。[中略] 聖職者の地位に属さないこと。[略]

第123条 宗教的礼拝および外的規律に関して法律の定める干渉を行うことは、排他的に連邦権力に属する。

3 1857年憲法の改正と適用

(1) 改革諸法の制定

1857年憲法公布後始まった自由主義派と保守派との三年戦争において、ベニート・フアレス (Benito Juárez, 1806~1872) に率いられた自由主義派政府は、保守派との戦闘を続けながら一連の反教権主義的な立法を行った——ただし正確にはそれは三年戦争後の1863年まで続いた——。フアレスは、改革諸法 (Leyes de Reforma) と呼ばれるこれらの諸立法に

(46) この規定は1873年に改正されることになる。

着手する前に、まず改革の基本方針を示した。これが、1859年7月7日に発表された「改革の基本方針に関する1859年7月7日の立憲政府の国民へのマニフェスト」である。⁽⁴⁷⁾このマニフェストには次の6つの政策方針が示された。①国家と教会との独立の採用、②男子修道会の廃止、③慈善団体などあらゆる種類の信徒団体の解散、④女子修道院の修練院の閉鎖、⑤聖職者が管理する財産の国有化、⑥宗教的行為を官憲の干渉なく教会と信徒の自由とすることの宣言。改革諸法はこのマニフェストを実現するために制定されたものにほかならない。

三年戦争においてカトリック教会が保守派に資金援助をしていたという事実が、改革諸法の直接の理由となった。しかし、前述のファレス法およびレルド法の背景として指摘したことを考慮すれば、改革諸法は、保守派および教会が支配してきたメキシコの政治、社会、経済の基本構造を改める大規模な近代化の改革を実現しようものであったいえよう。

また、改革諸法で問われたのは、宗教の自由を尊重しつつ教会の政治的、経済的な影響力を除去することであったので、改革諸法は確かに反教権主義的ではあったが反宗教的でもなかったとみることができる。この点に関して憲法学者ブルゴアは次のように同様の評価を示した。「改革は、反教権主義的ではあるが、少しも反宗教的ではなく、ましてや反キリスト教的ではなかった。改革は、真正な宗教的共同体としての真のキリスト教会の純粋な宗教的条件に聖職者の活動を適合させるため、ますます抑圧的で強力になっていた経済システムを打破するとともに、そのシステムから生じ聖職者が利用した決定的な政治的影響力を除去するため展開された」⁽⁴⁸⁾。

改革諸法は次の8つの立法である。

(47) Manifiesto del gobierno constitucional a nación, de 7 de julio de 1859, en parte relativa al Programa de la Reforma, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9, p. 634.

(48) Ignacio Burgoa, *Derecho constitucional mexicano*, 15a. ed., Porrúa, 2002, p. 1020.

(a)教会財産国有化法 これは1859年7月12日に公布された法律である。⁽⁴⁹⁾その主要内容は、聖職者が管理する財産を国有化すること（1条）、男子修道会を廃止すること（5条）、修道会の所有財産の処分など修道会廃止に伴う措置を定めることである。また同法は国家と教会との「完全な独立」も宣言した（3条）。

(b)民事婚姻法 この法律は1859年7月23日に公布された。⁽⁵⁰⁾同法は、カトリック教会で宗教的事項とされてきた婚姻を世俗の官公署において締結される民事契約とすることにより婚姻を世俗化した（1条）。それとともに同法は婚姻の手続を定めた。

(c)戸籍に関する法 これは1859年7月28日に公布された法律である。⁽⁵¹⁾同法は、出生、養子縁組、認知、婚姻および死亡に関する戸籍事務を担当する公務員（戸籍吏）および戸籍簿を設けるとともに（1条、4条）、戸籍簿の管理および出生などに関する手続を定めた。同法は戸籍の管理権を教会から分離するという意義をもった。

(d)墓地への聖職者のあらゆる関与の停止に関するデクレト 1859年7月31日に公布された政府のデクレトである。⁽⁵²⁾このデクレトは、あらゆる墓地の管理に教会聖職者が関与することを禁止するとともに、墓地で官憲の許可なしに埋葬することを禁止するなど（1条）、墓地・埋葬を規制した。

(e)祝日および教会の儀式への公的参列の禁止に関するデクレト これは1859年8月11日に公布された政府のデクレトである。⁽⁵³⁾その主要内容

(49) Ley de nacionalización de los bienes eclesiásticos, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9, 638.

(50) Ley de matrimonio civil, *ibid.*, p. 642.

(51) Ley sobre el Estado civil de las personas, *ibid.*, p. 648.

(52) Decreto del gobierno declara que cesa toda intervención del clero en los cementerios y camposantos, *ibid.*, p. 656. なおデクレトには議会が制定するものと行政機関が発するものとがある。1959年のデクレトは後者である。

容は休日を次の日に限定することであった（1条）。すなわち、日曜日、元日、聖週間（復活祭前の1週間）の木曜日と金曜日、聖体の木曜日（三位一体の日曜日後の木曜日）、9月16日（独立記念日）、11月1日と2日（死者の日）および12月12日（グアダルूप聖母の日）⁽⁵⁴⁾と25日（クリスマス）がそれである。この措置は宗教的な祝日を減らすということ在意図した。また、同デクレトは公務員が公的に教会の儀式に参加することを禁止した（3条）。

(f)礼拝の自由に関する法律 この法律は1860年12月4日に公布された。⁽⁵⁵⁾同法は、カトリックおよび他宗教の礼拝の自由ならびに「国家と宗教信仰および宗教行為との独立」の原則を規定したうえで（1条）、自由の内容および規制ならびに原則の具体的内容を定めた。例えば、宗教団体に財産管理権が認められる一方で（6条）、「いかなる荘厳な宗教行為も、そのつど地方官署の発する書面による許可なしに、寺院の外で行われてはならない」と規定された（11条）。同法も公的資格で礼拝行為に参列することを公務員に明示的に禁止した（24条）。

(g)病院および慈善施設を世俗化するデクレト これは1861年2月2日に公布された政府のデクレトである。⁽⁵⁶⁾同デクレトは、これまで教会当局の管理下にあった病院および慈善施設を世俗化するとともに（1条）、その管理権を国家に移した。

(h)共和国において女子修道会を解散するデクレト これは1863年2

(53) Decreto del gobierno declara que dias deben tenerse como festivos y prohíbe la asistencia oficial a las funciones de la iglesia, *ibid.*, p. 659.

(54) この聖母とは1531年12月にメキシコの貧しいインディオの前に出現したとされる聖母であり、これはメキシコで最も崇敬されている宗教的シンボルとなっている。

(55) Ley sobre libertad de cultos, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9, p. 660.

(56) Decreto del gobierno declara que quedan seclarizados los hospitales y estacionamientos de beneficencia, *ibid.*, p. 665.

月26日に公布された政府のデクレトである。⁽⁵⁷⁾ 改革諸法の最後となるこのデクレトは、他の立法とは異なり、三年戦争ではなくメキシコ事件すなわちフランス軍との戦争を背景とした。同デクレトは、この戦争を遂行するため、女子修道会を解散し、修道院を病院および戦傷兵・遺族の住居にするなど解散に伴う措置を定めた。

なお、諸改革法に対し教会聖職者は強く反発し、そのためカトリック教会は諸改革法の廃止を期待してマクシミリアン帝政を支持した。⁽⁵⁸⁾ このような教会の姿勢もメキシコ革命で問われることになったと容易に想像することができよう。

(2) 1873年の憲法改正

以上にみた改革諸法の基本原則は1873年に憲法原則に引き上げられた。それを示すのは、ファレスの後継大統領である自由主義者レルド (Sebastián Lerdo de Tejada, 1823～89) 大統領の時期に行われた「1873年9月25日の憲法付加および改正」⁽⁵⁹⁾ であり、これは1857年憲法の改正の1つである。この改正は、改革諸法の基本原則に沿って同憲法1条から5条までを改定したものである。これにより当初の1857年憲法において周辺箇所にしかなかった改革諸法の諸原則が憲法に盛り込まれた。⁽⁶⁰⁾ この改正の結果、次に見るように国家と教会の分離および宗教の自由がメキシコで初めて憲法原則となった。1873年改正後、1857年憲法の1条から5条は以下のようになった。

第1条 国家と教会は相互に独立する。議会は、いずれかの宗教を

(57) Decreto del gobierno declara que se extinguen en toda la república las comunidades de religiosas, *ibid.*, p. 666.

(58) Jorge Carpizo, *La Constitución mexicana de 1917*, 14a ed., Porrúa, 2004, p. 249.

(59) Adiciones y reformas de 25 de septiembre de 1873, Tena Ramirez, *op. cit.*, nota 9, p.697.

(60) Burgoa, *op. cit.*, nota 48, p. 1022.

国教に樹立し、またはそれを禁止する法律を制定することはできない。

第2条 婚姻は民事契約である。婚姻および人の戸籍は、世俗の公務員および公の機関に排他的権限に属し、法律が規定する期間に、法律により付与される効力を有する。

第3条 いかなる宗教施設も、憲法27条に定められる場合を唯一の例外として、不動産および不動産に投下される資本を取得することはできない。

第4条 実効性と刑罰も伴う宗教誓願は、真実を述べ、限定された義務を履行する単なる約束に取り替えられる。

第5条 何人も、正当な報酬および自己の完全な同意なしには、個人的な労働を強制されてはならない。国は、労働、教育または宗教誓願を理由とするものであるとにかかわらず、人の自由の侵害、喪失または取消不能な犠牲を目的とするいかなる契約、協約または協定も効力をもつことを認めることはできない。そのため、法律は、設立されるものの名称または目的のいかににかかわらず、修道会を承認せず、その創設を認めることができない。法律は、人が追放または国外追放に合意する協定を認めることもできない。

(3) 1857年憲法の適用

(a)1874年のデクレト 1873年に改革諸法の基本原則が付加された1857年憲法はどう適用されたのであろうか。この点は1874年12月14日のデクレトからある程度うかがうことができる。同デクレトは、「憲法に編入された改革諸法に関する細則を定めるデクレト」を正式名称とし、同年12月10日に議会により制定され、同月14日にレルド大統領により公布

(61) Decreto que reglamenta las leyes de Reforma incorporadas a la Constitución, 14 de diciembre 1874, *La Revolución mexicana: Textos de su Historia*, Tomo 1, Secretaría de Educación pública / Instituto de Investigaciones Dr. José María Luis Mora,

論 説

された全29カ条からなるデクレトである。このデクレトは議会制定のものであるため性質上法律と差異はない。実際に法学者の文献では同デクレトが「法律」と表記されることがある。⁽⁶²⁾

1874年デクレトは、その名称と内容から、改革諸法の基本原則を憲法に組み入れた1873年改正後の1857年憲法における政教関係条項の具体的な適用を明らかにする法規と推測される。だとすれば、このデクレトから1857年憲法の下における現実の政教関係、少なくともそうあるべきだとされたものを知ることができそうである。実は、本稿の冒頭で触れたプリアン報告書で言及されていたのも1874年デクレトであった。

(b)1874年デクレトの主要規定 デクレトの主要な規定は次のとおりである。

第1条 国と教会は相互に独立する。いずれかの宗教を国教に樹立し、または宗教を禁止する法律は制定されてはならない。ただし、国は、公の秩序の維持および宗教組織の規則に関してすべての宗教に対して権限を行使する。

第2条 国は共和国においてすべての礼拝の執行を保障する。ある宗教により許されるものであっても、刑法に基づき犯罪を構成する宗教的な行為および行事は、処罰される。

第3条 いかなる公の機関または団体、もしくは軍隊も、いかなる礼拝行為に公的性格を持って参加してはならない。国は、宗教儀式を意図するいかなる表明活動も行わない。そのため、純粋に世俗的な出

1985, p. 101.

(62) プルゴアは1874年デクレトを「1874年12月14日に施行された礼拝法」という名称で記している。Burgoa, *op. cit.*, nota 48, p. 1027. アダメもそれを「改革の組織法律」と呼んでいる。Jorge Adame Goddard, Separación de la Iglesia y el Estado, in Diccionario de derecho constitucional, Porrúa / Universidad Nacional Autónoma de Mexico, 2005, p. 550.

来事を盛大に祝うことを排他的な目的としないすべて日は祝日であることをやめることとする。日曜日は、これまでのとおり公務所および公共施設における休日と定められる。

第4条 特定信仰の宗教教育および公的行事は、連邦、州および市のすべての施設においてこれまでどおり禁止される。〔以下略〕

〔2項（略）〕

第5条 礼拝所（templo）内でなければ、いかなる宗教活動も公然と行われることはできない。〔これに違反した行為者に対する処罰規定（略）〕

宗教教師および宗教の信仰告白をする男女の個人は、礼拝所外で、その者を性格づける特別または特徴的な衣服を使用してはならない。〔これに違反した行為者に対する処罰規定（略）〕

第11条 宗教教師が法律への不服従を勧め、またはなんらかの犯罪行為を煽動する演説は、公言されたことにおいて集会を違法とし、集会は憲法9条⁽⁶³⁾が明示する保障を受けることはできず、官憲により解散させることがありうる。〔演説者に対する処罰規定（略）〕

第12条 教会で行われるすべての集会は、公開であり、警察の監視に服し、官憲は、必要がある場合に、集会においてその職務を行うことができる。

第14条 いかなる宗教組織も、礼拝の公的な執行（servicio público del culto）⁽⁶⁴⁾のため厳密に必要な不動産の付属物とともに、この礼拝執行

(63) 1857年憲法9条は「何人も、いかなる適法な目的で平穩に結社を行い、または集会を行う権利を制限されてはならない」と規定した。

(64) ここでいう「礼拝の公的な執行」（「公の礼拝」）は、信徒が個人の住居で行う信仰行為——これは私礼拝（culto privado）として区別される——ではなく教会堂にあらゆる者が一堂に会して、またはそれが可能な状況で行われる礼拝を指す（例えばミサ）。Burgoa, *Las garantías individuales*, 40a ed., Porrúa, 2008, p. 406. したがって、「礼拝の公的な執行」は、国が行う礼拝、あるいは公務員が公人とし

に直接および間接に当てられる建物を唯一の例外として、不動産および不動産に投下される資本を取得することはできない。

第16条 1859年7月12日の法律⁽⁶⁵⁾に従い国有化され、従来どおりカトリックの礼拝使用に委ねられた寺院の不動産所有権は、場合によれば他の何からの宗教施設に引き渡しされた寺院と同様に、引き続き国民に属する。ただし、その排他的使用、維持および改修は、〔中略〕引き渡しを受けた宗教組織によるものとする。

(c)1874年デクレトの特徴 このほか、1874年デクレトには、修道会を承認しない旨の規定(19条)、婚姻および戸籍の非宗教性に関する規定(22条、23条)などがある。

以上のように、同デクレトは、基本的に改革諸法に従いながら1873年改正後の憲法規定を具体化したことが確認される。だが、よくみると、改正された1857年憲法にも1860年の礼拝自由法にもみられなかった特徴を、デクレトに見出すことができる。それは、とくにデクレト1条、5条、11条および12条において示されたような教会に対する国の強い規制である。例えばデクレト5条について言えば、礼拝自由法によれば地方官署の書面による許可があれば礼拝所外で礼拝行為を行うことができたにもかかわらず(1860年の法律11条)、問題の規定は礼拝所外で礼拝を行う余地をなくしたのである。

このようにして、1857年憲法の政教条項は国家と教会の分離および宗教の自由を規定したものであったが、教会の行う礼拝を国が強く規制する方向でそれが適用されることが示されていた——実際には、ディアス長期独裁期には憲法の政教条項は無視されたが——。ところで、この方向は、それが強まれば国家が教会の上位にあって一方的に教会を抑圧す

て礼拝施設で行う礼拝を意味しない。

(65) 教会財産国有化法のこと。

ることに至る。この面が後に1917年憲法において前面に打ち出されることになる。

3 1917年憲法の政教関係条項

(1) 政教関係条項

1917年憲法における政教関係条項として、3条、5条、24条、27条および130条を挙げることができる。これらの条項は憲法制定時には次のとおりであった。⁽⁶⁶⁾

(a) 3条 これは教育の自由に関する規定で、4項からなつた。そのうち次の1項および2項は次のように規定した。「教育は自由である。ただし、公教育機関で施される教育は非宗教的 (laica) であり、私立学校で行われる初等、中等および高等教育も同様のこととする」(3条1項)。「いかなる宗教団体およびいかなる宗教の教師も初等教育の学校を設立または経営することはできない」(同2項)。ところで1857年憲法は教育の自由を定めたのみであった(原初の3条、ただし1874年デクレト4条参照)。これに対し1917年憲法は教育の自由のほか教育に関する非宗教性 (laicidad) を明確にした。しかも、3条は私立学校教育においても非宗教性を要求するとともに、宗教団体および宗教教師に初等学校教育への関与を全面的に禁止するほど、その反教権主義がきわめて強い。

(b) 5条 これは強制労働の禁止を定めた規定である。憲法5条は、その3項において、宗教誓願により自由を侵害することを禁止するのみならず修道会も禁止した。その文言は前述した1873年改正後の1857年憲

(66) 制定時の1917年憲法のテキストはメキシコ国立自治大学法学研究所のウェブサイト⁽⁶⁶⁾に収録されているものに依拠した。Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos, versión original de 1917, «<http://www.juridicas.unam.mx/infjur/leg/conshist/pdf/1917.pdf>». また、次にある大阪経済法科大学比較憲法研究会の訳を参照した。大阪経済法科大学比較憲法研究会編訳『メキシコ合州国憲法』(大阪経済法科大学法学研究所、1989年)。

法5条とほぼ同じであるので、ここで規定をみるのは控える。

(c)24条 これは宗教の自由に関する規定である。その1項で次のように自由が定められた。「何人も、法律により処罰される犯罪を構成しない限り、自己の好む宗教を信じ、礼拝所またはその私宅において、儀式、祈祷または礼拝を行う自由を有する」(24条1項)。ところが2項では礼拝行為への公的介入が明示された。「公の礼拝といういかなる宗教行為も礼拝所内で行われなければならない。礼拝所は常に官憲の監視の下に置かれる」(同2項)。

1項と矛盾するように見える2項の規定は1857年憲法にはなく、前述した1874年のデクレト5条に由来したものである。この2項により、国家と教会との相互の自律には合わないほど強く国が教会事項に介入することになる。そのため、ブルゴアによれば、この条項は後述の130条とともに国家と教会の「分離」ではなく「教会の国家への従属」(supeditación de la Iglesia al Estado)⁽⁶⁷⁾を示すものであった。⁽⁶⁸⁾

(d)27条 前述のように27条は土地所有権の制限等を定めて規定であり、1917年憲法でもっと注目される条項の1つである。土地所有権を取得するための資格に関する同条Ⅱは次のように定めた。

教会という名称をもつ宗教団体は、その信条のいかんにかかわらず、いかなる場合も不動産および不動産に投下される資本を取得、所有または管理することはできない。現在、直接または第三者を介して所有するものについては、国の支配の下に移される。……公の礼拝(culto público)⁽⁶⁹⁾を用途とする礼拝所は、連邦政府により代理される国家の財産に属し、連邦政府は引き続きその目的に供用されなければならない

(67) Burgoa, *op. cit.*, nota 48, p. 1027.

(68) *Ibid.*, p. 1026.

(69) 「公の礼拝」の意味は前掲注(64)を参照。

建物を決定する。司教館、司祭館、神学校、宗教団体の養護施設および教育施設、または宗教の運営、宣伝または教学を用途とするいかなる他の建物も、遅滞なく完全に国家の直接支配に移され、連邦および州相互の裁判管轄権の下に連邦または州の公的役務に排他的に供用される。今後、公の礼拝のために建設される礼拝所は国家の財産である。

このように27条は、教会により運営される施設の建物および礼拝所を国家所有とする規定であり、基本的には改革諸法とりわけ1859年の教会財産国有化法を受け継ぐものであった。だが、27条は重要な点で1873年改正後の1857年憲法3条とは異なった。それは直接礼拝に用いる不動産を含めすべての不動産所有権が教会に否定されたということである。この点でも教会は国の強い規制に服するようになった。

なお、27条のこの規定は、宗教団体が不動産を所有することを前提とするかのような後述の130条16項と矛盾する。この点はブルゴアから憲法制定者の無思慮による「重大な齟齬」と批判された⁽⁷⁰⁾。

(e)130条　これは24条2項を受けて教会および宗教教師に対する国の規制を定めた規定である。同条は次のように詳細な内容をもつ長文の規定であった。なお、以下の項の番号は筆者が付したものである。

第130条　①宗教の礼拝および外面的な規律的な規律に関して法律が定める介入を行うのは連邦権力に属する。その他の機関は連邦の補助機関として行為するものとする。

②連邦議会は特定の宗教を国教に樹立し、または禁止する法律を制定することはできない。

③婚姻は民事契約である。婚姻およびその他の戸籍に関する行為は、法律が定めるところに従い、民事の官吏および機関の排他的管轄に属

(70) Burgoa, *op. cit.*, nota 48, p. 1034.

し、当該法律がこの行為に付与する効力および効果を有する。

④真実の陳述および契約債務の履行に関する単純な約束は、契約を行った者を拘束し、約束に違背した場合、その者は法律がこれを理由として定める刑罰に服する⁽⁷¹⁾。

⑤法律は、教会という名称をもつ宗教集団に対して、いかなる法人格も認めない。

⑥宗教教師は1つの職業を遂行する者とみなされ、これに関して制定される法律に直接服するものとする。

⑦州の立法府のみが、地方の必要に応じて宗教教師の最大数を決定する権限を有する⁽⁷²⁾。

⑧メキシコ合衆国において何らかの宗教の教職を遂行するには、出生によるメキシコ国民であることを要する。

⑨宗教教師は、公開の集会もしくは団体内で私的に行う集会、礼拝行為または布教行為において、国の基本的法律、特定の機関または政府一般を批判してはならない。宗教教師は、選挙権、被選挙権および政治的⁽⁷³⁾目的で結社を結成する権利を有しない。

⑩公衆に開かれた新たな場所を礼拝所とするためには、州政府の意見を徴した内務省の許可を要する。いかなる礼拝所においても、当該建物における宗教上の規律に関する法律の遵守および礼拝にかかわる事項について当局に対して責任を負う管理者を置かなければならない。

⑪各礼拝所の管理者は、他の10名の教区民とともに、当該建物で責

(71) この条項は、かつて公的な事項についても神への誓約が行われていたことを背景として、法律用語からあらゆる宗教的色彩を払拭することを意味した。 *Ibid.*, p. 1035.

(72) プルゴアは、7項を「国家機関の明白な干渉」となっていると批判した。 *Ibid.*, p. 1029.

(73) 1917年憲法には、宗教教師に両議院の議員資格および大統領資格を明示的に否認する規定もある（55、59（現58条）、82条）。

任を負う者の氏名を、市に遅滞なく通知しなければならない。管理者の変更はすべて前任者が後任者およびその他の10名の教区民を伴い市に通知しなければならない。市は本規定の履行を監督し、これを怠る場合には解職および1000ペソ以下の罰金刑が科される。市は礼拝所の登録簿および代表者の登録簿を備え、これを怠る場合は同じ処罰を受ける。新たな礼拝所を公開するためのすべての許可または代表者変更に関する許可について、市は州知事を経て内務省に通知しなければならない。

⑫いかなる理由であっても、宗教教師の職業教育のための施設において行った学業を認定され、それに教育の特別免除を授けられ、または公的課程における効力を与えることを目的とする他の何らかの措置を決定されてはならない。本規定に違反する機関は刑事責任を負い、当該特別免除または措置は無効であり、本規定に違反して取得された職業上の資格は無効となる。

⑬企画、名称もしくは単に一般的な傾向によって宗派的性格を有する定期刊行物は、国政事項を論評し、または国の機関の行為または公的組織の事務と直接かかわる私人の行為に関して報道することはできない。

⑭何らかの宗教的信条にかかわる何らかの文言または表示をもつ名称を有するあらゆる種類の政治集団の結成は厳重に禁止される。政治的性格を帯びる集会を礼拝所において行うことはできない。

⑮何らかの宗教の教師は、布教社団、または宗教もしくは慈善を目的とする社団が占有する不動産を自らまたは代理人を介して相続し、またはいかなる名目であってもそれを受領することはできない。宗教教師は、遺言により、同じ宗教の教師または4親等以内の親族でない者の相続人となる法律上の能力を有しない。

⑰聖職者または宗教社団 (asociaciones religiosas) の動産または不動

産の私人による取得は、本憲法27条が適用される。

⑱以上の基準への違反に関する訴訟は陪審に付さないものとする。⁽⁷⁴⁾

(3) 1917年憲法と政教関係

以上の政教関係条項も、27条などと同様にメキシコ革命の大きな成果である。とりわけ教会および宗教教師の行為を国の強い規制に服させた130条は、革命の反教権主義的姿勢を反映したものである。ところで同条で規定された規制のうちには、1857年憲法123条に相当する1項、1873年改正後の同憲法2条に相当する3項などのように改革諸法および1857年憲法に由来するものもみられる。だが、これらの規制のうちには宗教団体の法人格否認も含まれた点などにおいて、それが全般的に1857年憲法よりはるかに反教権主義を強化したものであった。さらに130条以外の条項も詳細かつ厳格に国家の非宗教性を規定した。

これらの諸規定の背景として次の事実を指摘することができる。第1に諸改革法により国家と教会の分離が憲法原則となった後も、ディアス時代にはそれは無視されたこと。第2は、カトリック教会が、教会を政治利用するディアス独裁体制を精神的に支えたこと。第3に教会は、政党を結成して議会で勢力を伸ばさせるとともに自由主義者マデロを攻撃したり、反革命のウエルタを支援したりするなど政治への介入をやめなかったこと。⁽⁷⁵⁾ そのうえ、そのような教会が教育を支配することによって社会に大きな影響を及ぼし続けてきたことにも批判が高まったという事実もあった。

そのため、憲法制定議会において、カランサ案が教育の非宗教性を定

(74) この条項は一般市民が裁判を受ける宗教教師と同じ信仰を持つため、法が適切に適用されないことを防ぐことを目的とした。Burgoa, *op. cit.*, nota 48, p. 1035.

(75) このため「革命家にとってカトリック教会は改革とシンボを阻む悪の化身であった」とさえ言われる。乗浩子『宗教と政治変動——ラテンアメリカのカトリック教会を中心に』(有信堂高文社、1998年) 34頁。

めたほか政教関係には触れてなかったにもかかわらず、政教関係が重要な論点の1つとなった。しかも、その議会では単なる分離では不十分で公的事項に関する宗教権力に対する世俗権力の優位の確立をめざす意見が優勢となったのである。⁽⁷⁶⁾

このようにして、1917年憲法の政教関係条項により反教権主義が徹底的に追求された結果、国は、「国家と教会の分離」を越え、教会の活動に対して強い介入をするようになったように見える。この点をメキシコの憲法学説は「国家の教会に対する優位」(Supremacía del Estado sobre las Iglesias) などの表現で示している。⁽⁷⁷⁾

このような「国家の教会への優位」をめざす政教関係条項の実施は困難を極めた。というのは、1917年憲法の政教関係条項に強く反発したカトリック勢力が革命政府ときわめて激しく衝突したからである。カトリック教会が政府と衝突するようになったのは、1920年代にカリエス(Plutarco Elías Calles, 1877~1945)大統領が政教関係条項をとくに徹底的に適用するようになったことを契機とした。これに対抗して、1926年にカトリック高位聖職者は教会を閉鎖するとともに、ミサ、結婚式、葬儀等すべての宗教儀式を停止した。これとともにカトリック勢力は、武装蜂起し1929年まで3年間各地で政府軍と激しい戦闘を続けた(クリステロの乱)。この内乱においてカトリック勢力は完全に敗北し、こうして教会がようやく国家の管理下に置かれるようになったのである。⁽⁷⁸⁾

(76) Héctor Fix-Zamundio, y Salvador Valencia Carmona, *Derecho constitucional mexicano y comparado*, 5a ed., Porrúa / Universidad Nacional Autónoma de México, 2007, p. 583.

(77) Carpizo, *Supremacía del Estado sobre las Iglesias, actualmente separación Estado Iglesias*, in *Diccionario de derecho constitucional*, 2a ed., Porrúa / Universidad Nacional Autónoma de México, 2005. p. 561. 前掲注(68)も参照。

(78) 国本・前掲注(16) 297-298頁。

4 1917年憲法の1992年改正

(1) 1992年改正の背景

反教権的な1917年憲法の政教関係条項をめぐり、クリステロの乱以降も国家とカトリック教会との軋轢は続いたにもかかわらず、その規定は長年維持されてきた。当然のことながらその政教関係条項には批判があった。ブルゴアは憲法130条に関して次のように述べていた。「これは、もっとも激しく非難された現行憲法規定の1つであった。その反論はイデオロギー面で聖職者の側に立ち、次のように主張する。その規定はメキシコの過去の歴史に属する教会と国家との間の闘争状況に応じたものであるので、……⁽⁷⁹⁾現在、時代遅れになっている」。

このように憲法の政教関係条項が「時代遅れ」と説かれたのは、おそらく世俗化が社会に定着する一方で、カトリック教会も政治に対する姿勢も改めるなどして、国家と教会との対立も収まり、両者の関係が徐々に修復されていったためであろう。実際、関係の修復は1979年にローマ教皇ヨハネ・パウロ二世（1920～2005）がメキシコを訪問したことで象徴的に示された。ヨハネ・パウロ二世は90年に再びメキシコを訪問し、それは92年9月に1857年から途絶えていたメキシコとパチカンとの外交関係の再開を導いた。⁽⁸⁰⁾

こうした関係の修復を背景として憲法の政教関係条項は1992年に大幅に改正された。その改正は、1990年代前半にメキシコ政治・経済の民主化と近代化をめざして重要な改革を行ったサリナス（Carlos Salinas de Gortari, 1948～）大統領の下で行われ、1992年1月28日に公布された。⁽⁸¹⁾このように実現された政教関係条項の改正は、同月6日に公布された27

(79) Burgoa, *op. cit.*, nota 48, p. 1036.

(80) 参照、国本「サリナス政権による1992年の憲法改正とカトリック教会」京都ラテンアメリカ研究所紀要6号（2006）3-11頁。

(81) サリナスが行った改革は「サリナス革命」とも呼ばれる。並木芳治『メキシコ・サリナス革命』（日本図書刊行会、1999年）。

条——1917年憲法でもっとも特徴的な規定であり、メキシコ革命の性格を反映する規定——の改正とともに、メキシコ革命で示された基本的方向の転換を意味するほど、メキシコ社会に大きな変化をもたらした。

(2) 改正による変更点

1992年改正により1917年の政教関係条項がどう改まったか。憲法学者カルピリの整理によれば、次のとおりである。⁽⁸²⁾

(a) 3条 3条に関しては、改正前の規定にあった次の重要な2つが撤廃された。すなわち、①私立学校における絶対的な非宗教性、②宗教団体等による初等学校教育への関与の全面的禁止、がそれである。前者について敷衍すると、私立学校における教育に関して、憲法はすべての教育に関する目的および基準に従って教育を実施することを求めているが(1992年改正時とは異なる現行の3条VI a)、憲法規定はその目的等を教育の非宗教性とは切り離して定めたため(同条IおよびII)、結局、私立学校には教育の非宗教性は及ばないことになった。

(b) 5条 5条に規定されていた修道会設立禁止が撤廃された。それとともに自由の喪失を目的とする協約等の効力を否認することに関して明示されていた「宗教誓願」という例示が削除された。後者の点では、教会に友好的な意図から文言を改めたことは明らかであるが、規定の実質的内容は変わっていない。

(c) 24条 24条については、礼拝行為を行える場所を礼拝所または私宅のみに制限していたのを、法律の定めに従い屋外でも礼拝を行えるように改められた。さらに、130条にあった国家と教会の分離に関する原則の規定が24条に移され、宗教の自由と政教分離との関連が明確になった。

(82) 参照、石井陽一「メキシコ憲法第二十七条の改正とその背景」慶応義塾大学法学研究66巻10号(1993年)85頁。

(83) 改正後の法文は本稿第4節を参照。Carpizo, *op. cit.*, nota 77, p. 561.

論 説

(d)27条 27条の改正により次の2つが教会に可能になった。①教会の目的に不可欠な財産について教会が所有すること、②教会が慈善施設等を運営すること。また公の礼拝に用いられる建物についての国有規定も削除された。

(e)130条 130条における改正の主要な点は次のとおりである。

- ①登記を行った宗教社団が法人格を取得できるようにした。
- ②外国人に対する宗教教職の禁止を撤廃した。
- ③宗教教師に選挙権が認められた。
- ④宗教教師から精神的支援を受けた者であって宗教教師から4親等内の親族関係のない者を除き宗教教師が遺言により相続することができるようにした。
- ⑤宗教教師を就業者とみなして関係法律に服させる規定を削除した。
- ⑥宗教教師の最大数を決定する州の権限を廃止した。
- ⑦新たな礼拝所開設についての許可制を廃止した。
- ⑧宗教教師養成のための学校における学業について公的課程での効力を付与することへの禁止を撤廃した。
- ⑨130条違反事件について陪審に付さないとする規定を削除した。
- ⑩宗教的な出版物による政治的発言の禁止を部分的に緩和した。これによりこの種の出版物は国政を論評することも可能になった。
- ⑪宗教教師に対する政治批判の禁止を部分的に緩和した。これにより、宗教教師が部内者だけの集会で法律を批判することが可能になり、また公開の集会においても宗教教師が政府一般等を批判することが可能になった。

なお、1992年改正により、「官憲は宗教社団の内的営為には介入しない」(130条2項b)と明示するようになったことも——改正前には宗教上の外面的規律への介入権が連邦に認められていた(1項)のと大きな差はないが——注目される。宗教団体の自律権が明確になったからである。

また、改正後の130条の冒頭に次の規定が置かれたことは意味深長である。「国家と教会の分離という歴史的な原則は本条に含まれる諸規範を指導する」。これは、1992年改正が1857年憲法の原則であった「国家と教会の分離」に戻ることを示唆しているようである。確かに、以上にみた政教関係条項の1992年改正の概要から、教会および宗教教師に対する公的な介入が緩和され、宗教行為の自由が強化されたことをみてとることは容易である。実際、1917年憲法の原則が1857年憲法における原則に戻ったことを具体的に示す点がある。例えば、礼拝所の所有権についてみると、1857年憲法では教会が宗教活動に不可欠な礼拝所を所有することが許されたが(27条2項、1873年改正後の3条)、1917年憲法では教会にはまったく礼拝所の所有権が否認された(改正前の27条)。ところが、1992年改正により、宗教活動に不可欠な礼拝所を所有が再び教会に認められるようになったのである(改正後の27条)。私立学校における宗教教育、屋外の礼拝行為などについても同様の状況にある。

したがって、1992年改正は、原初の1917年憲法から1857年憲法への回帰、換言すれば「国家に対する教会の従属」から「国家と教会の分離」への回帰を意味するものといえる。宗教学者のアダメも、前述の規定を根拠にして、1992年改正は、「いわゆる教会に対する国家の『優位』を除去し、国家・教会関係制度の基礎として両者間の分離の原則を築くことを目的」としたと述べている⁽⁸⁴⁾。

第4節 現行憲法の政教関係条項

以下、2009年1月12日現在での現行の1917年憲法(最終改正2008年9月26日)のうち政教関係条項のみを和訳する。ここで原典としたのはメキシコ国立自治大学法学研究所のサイトで掲載している次のテキストである。CONSTITUCION POLITICA DE LOS ESTADOS UNIDOS MEXI-

(84) Jorge Adame Goddard, *op. cit.*, nota 62, p. 550.

CANOS, vigente al 12 de enero de 2009, «<http://www.juridicas.unam.mx/infjur/leg/legmexfe.htm>»⁽⁸⁵⁾。なお、項の番号は筆者が付したものである。

第3条 ①すべての個人は、教育を受ける権利を有する。国——連邦、州、連邦直轄地および市——は、就学前教育および初等中等教育を授ける。就学前教育および初等中等教育は義務基礎教育を形成する。

②国が授ける教育は、人のすべての能力を調和的に発展させることを目的とし、同時に人において祖国愛および独立および正義における国際的連帯の意識を養う。

I 第24条により信仰の自由が保障されるので、上記の自由は非宗教的であり、したがっていかなる教義にも完全にかかわらないこととする。

II この教育を指導する基準は、科学の発達の成果を基盤とし、無知およびその影響、隷従、狂信ならびに偏見に対処することとする。さらに

〔a) — b) (略)〕

c) 人間の尊厳および健全な家庭を尊重し、教育を受ける者において社会の一般的利益という信念を堅固にするため提供する諸要素によるとともに、人種、宗教、集団、性別または個人による特権を避け、すべての者の博愛および権利の平等という理想を養おうとすることに配慮して、最善の人の共生に寄与すること。

III 第2項およびIIにおいて定められたことを完全に履行するため、連邦政府は就学前教育および初等中等教育の学習計画および学習要領を決定する。〔以下略〕

〔IV — V (略)〕

(85) さらに次の日本語訳およびメキシコ国立自治大学法学研究所のサイトにあるフランス訳も参照した。中川和彦「メキシコ合衆国憲法概要」(含附属資料(メキシコ合衆国憲法)) 参憲資料20号(参議院憲法調査会事務局、2003年)。Constitution Politique des Etats-Unis Mexicains, «<http://www.juridicas.unam.mx/infjur/leg/constmex/pdf/constfra.pdf>»。

VI 私人はすべての種類および態様の教育を受けることができる。法律が定めるところにより、国は私人の施設で実施される学習に公の効力を承認し、その承認を取り消すこととする。就学前教育、初等中等教育および師範教育の場合は、私人は次の事項を行わなければならない。

a) 第2項およびIIが定める同じ目的および基準に従って教育を授けること。同様にIIIが掲げる計画および要領を履行すること。

b) 法律が定めるところにより、各場合に公権力の明示の許可を事前に取得すること。

〔VII—VIII (略)〕

第5条 〔①—④ (略)〕

⑤いかなる理由にかかわらず人の自由の侵害、喪失または取消不能な犠牲を目的とするいかなる契約、協約または協定もその履行を認めることはできない。⁽⁸⁶⁾

〔⑥ (略)〕

第24条 ①何人も、法律により処罰される犯罪を構成しない限り、自己の好む宗教を信じ、礼拝所またはその私宅において、儀式、祈祷または礼拝を行う自由を有する。

②連邦議会は特定の宗教を国教に樹立し、または禁止する法律を制定することはできない。

③公開の礼拝という宗教行為は通例礼拝所内で行われることとする。特別に礼拝所外で行われる宗教行為は規制法律に服する。

第27条 〔①—⑧ (略)〕

⑨土地および水の所有権を取得する国の法的資格は次の諸規定により

(86) これが宗教誓願と関連することは1992年改正前の規定をみると明白である。

規律される。

〔Ⅰ（略）〕

Ⅱ 第130条および規制法律の定めるところに従い設立される宗教社団は、規制法律が定める要件および制限を尊重して、社団の目的に厳密に不可欠である財産に限り、取得、所有または管理する権能を有する。

〔Ⅲ—ⅩⅩ（略）〕

第55条 下院議員であるために次の要件が必要とされる。

〔Ⅰ—Ⅴ（略）〕

Ⅵ いかなる宗教の教師でないこと。

〔Ⅶ（略）〕

第58条 上院議員であるためには、〔選挙時の年齢を除き〕下院議員と同じ要件が要求される。

第82条 大統領であるためには次のことが必要とされる。

〔Ⅰ—Ⅲ（略）〕

Ⅳ キリスト教の聖職者の地位を有せず、いかなる宗教の教師でないこと。

〔Ⅴ—Ⅶ（略）〕

第130条 ①国家と教会の分離という歴史的な原則は本条に含まれる諸規範を指導する。教会および他の宗教的集団は法律に服する。

②公開の礼拝ならびに教会および他の宗教的集団に関して立法することは、排他的に連邦議会に属する。これに関する規制法律は、公共の秩序に関して次の諸規定を具体化する。

a) 教会および他の宗教的集団は、所定の登記を行った後、宗教社団として法人格を有する。法律は当該社団を規律し、その設立登記の条件

および要件を定める。

b) 官憲は宗教社団の内的営為には介入しない。

c) メキシコ国民はいかなる宗教の教職を遂行することができる。メキシコ国民ならびに外国人は、そのためには法律が定める要件を充足しなければならない。

d) 規制法律が定めるところに従い、宗教教師は公職に就くことができない。宗教教師は市民として選挙権は有するが、被選挙権は有しない。事前に、かつ法律が定めるところに従い宗教教師であることをやめた者は、被選挙権を有する⁽⁸⁷⁾。

e) 宗教教師は、政治的目的で結社を結成し、または選挙立候補者、政党もしくはいかなる政党にも有利もしくは不利になるように勧誘を行ってはならない。宗教教師は、公開の集会、礼拝行為または布教行為において、国の法律あるいは制度に反対し、または何らかの形式で祖国の象徴を侮辱してはならない。

③何らかの宗教的信条にかかわる何らかの文言または表示をもつ名称を有するいかなる種類の政治集団の結成は嚴重に禁止される。政治的性格を帯びる集会を礼拝所において行うことはできない。

④真実の陳述および契約債務の履行に関する単純な約束は、約束を行った者を拘束し、約束に違背した場合、その者は法律がこれを理由として定める刑罰に服する。

⑤宗教教師、その尊属、卑属、兄弟および配偶者ならびにその宗教教師が所属する宗教社団は、同じ宗教教師から精神的に指導または支援された者であって宗教教師にとって4親等以内の親族関係のない者から、遺言により相続する法律上の能力を有しない。

(87) 1917年憲法55条、58条、82条参照。さらに「規制法律」である1992年制定の宗教社団・公礼拝法によれば、宗教教師は教職を辞めて5年経過しなければ公職選挙で投票できない(14条1項)。

論 説

⑥戸籍に関する行為は、法律が定めるところに従い、行政機関の排他的管轄に属し、当該法律がこの行為に付与する効力および効果を有する。

⑦連邦、州および市の機関は、以上に関して法律が定める権能および責務を有する。

結びにかえて

以上にみてきたメキシコの諸憲法およびその政教関係条項の移り変わりから、次のようなメキシコにおける政教制度の歴史の変遷を読み取ることができよう。カトリックの伝統が圧倒的に強いメキシコでは、独立後も国教制度が続いた。だがその後、カトリック教会が広大な土地を所有したことのみならず、保守派と自由主義派との対立において教会が前者に与して政治に介入してきたことから、国の近代化をめざして自由主義派は、1850年代から60年代にかけて宗教の自由および国家と教会の分離を法制化した。次いで1873年に改正された1857年憲法において宗教の自由および政教分離が憲法原則となった。さらに、メキシコ革命において反教権主義がさらに高まり、1917年憲法では教会に対し優位する国家が教会を管理する体制になったが、国家と教会の対立が収まった1992年に行われた憲法改正により国家と教会の分離に戻った。

このような経緯において私が注目しておきたい点はいくつかある。第1に、メキシコでは、宗教勢力の政治介入が激しい教会と政府との闘争が起こすことが、比較的最近まで長く続いたということである。この点がメキシコにおける政教分離の特徴をみるうえで重要ではなかろうか。第2に、メキシコでは、政教分離を憲法原則とした後、強い反教権主義のためそれを通り越して国家による教会の管理を経験したうえで、再び政教分離に戻っていることである。ここには、社会において支配的な特定宗教と強い結びつきを保ってきた国において、政教分離を実現するためには、宗教組織の国家管理を経ることが多少とも必要となりうること

(甲南法学'09) 49-3・4-90 (202)

が示されているようである。実際、フランスでは宗教の国家管理に近いことを伴って国は非宗教化され、またトルコでは今日でもその要素が強いのである。

ところで、メキシコと同様に政教分離を憲法原則とするフランスにおいて、政教分離法制定（1905年）の際に参照したメキシコの文書は、1873年改正後の1857年憲法の実施細則を定めた法律であった。それは、自由主義派と保守派との抗争を背景に自由主義派が確立した国家と教会との分離を教会の国家規制を伴いながら実施しようとしたものであった。これはフランスにおける政教分離法制定前後の状況とある程度類似しているので興味深い。実際、フランスの政教分離法は礼拝所の取り扱い、礼拝行為の規制などにおいてメキシコに近い制度を導入したことは確かである。

本稿ではメキシコ憲法の政教分離原則の目的、課題などを十分に検証したとは言い難いうえに、現行憲法の政教分離条項がどう解釈・適用されているかにはまったく言及しなかった。⁽⁸⁸⁾これらの点を解明するとともに、メキシコの状況とわが国を含む他の政教分離国の状況と合わせ、国家の非宗教性の共通性と独自性を分析することが、著者の今後の課題となる。

(88) 現行憲法24条および130条にある「規制法律」として1992年に制定された「宗教社団および公の礼拝に関する法律」(Ley de Asociaciones religiosas y culto público)が、政教分離条項の適用を示している(前掲注(87)参照)。同法は、国家の非宗教性を国の基本原則とすること(3条1項)、公務員が公的資格でいかなる宗教行為に参列することができないことなどを規定する(25条)。また、刑法など他の法律においても政教分離に関する規定がある。なお宗教社団・公礼拝法に関する邦語文献として、原稔「メキシコ合衆国憲法および関連法規によって規定された祭司の義務について」東洋哲学研究所紀要20号(2004年)152頁がある。

参考文献

伊藤峰司「一九一七年メキシコ憲法序説——比較憲法史のために——
1・2完」愛知大学国際問題研究所紀要71号（1982年）1頁、73号（1983
年）93頁。

北原仁「カディス憲法とアムパーロ訴訟の起源（1）（2完）」駿河台
法学10号2巻（1997年）133頁、11号1号（1997年）313頁。

国本伊代『『メキシコ革命』の終焉とカトリック教会の再登場——1917
年憲法における反教会条項の改正に関する一考察』海外事情研究所報告
（拓殖大学海外事情研究所）27号（1993年）127頁。

国本伊代「メキシコ革命とカトリック教会——19世紀自由主義改革の
遺産」中央大学論集16号（1995年）67頁。

国本伊代『メキシコの歴史』（新評論、2002年）。

国本伊代「メキシコ近代史における国家とカトリック教会」藝林54巻
1号（2005年）91頁。

国本伊代「サリナス政権による1992年の憲法改正とカトリック教会」
京都ラテンアメリカ研究所紀要6号（2006）1頁。

国本伊代「1979年ローマ法王メキシコ訪問」イベロアメリカ研究28巻
2号（2006年）57頁。

国本伊代「メキシコ革命憲法制定議会と代議員——代議員団の経歴と
思想からみた制憲議会の特徴——」中央大学論集28号（2007年）39頁。

大阪経済法科大学比較憲法研究会編訳『メキシコ合州国憲法』（大阪
経済法科大学法学研究所、1989年）。

パトリシア・ロサレス＝シエラ（古城毅訳）「メキシコ憲法のゆくえ
——2000年以降の憲法改正論議に関する考察——」イベロアメリカ研究
30巻1号（2008年）45頁。

ブライアン・ハムネット（土井亨訳）『メキシコの歴史』（創土社、
（甲南法学'09）49-3・4-92（204）

2008年)

中川和彦「ラテンアメリカの独立の動きと先駆的憲法」成城法学61号(2000) 67頁。

中川和彦／矢谷通朗『ラテンアメリカ諸国の法制度』(アジア経済研究所、1988年)。

西岡祝「メキシコ合衆国憲法」比較憲法研究会編(大西邦敏監修)『世界の憲法——正文と解説——』(成文堂、1971年) 329頁。

G・F・マルガダン S(中川和彦訳)『メキシコ法発展論』(アジア経済研究所、1993年)。

水波朗「イグナシオ・ブルゴアの憲法理論——国家と教会——」久留米大学法学1号(1987年) 281頁。

水波朗「イグナシオ・ブルゴアの憲法理論(二)——主権・憲法制定権力・公権力——」久留米法学第3号(1988年) 107頁。

水波朗「所有権の存在論とエヒード制度——メキシコ合衆国憲法第27条をめぐる——」野村暢清編『南部メキシコ村落における宗教と法と現実』(久留米大学比較文化研究所、1989年) 25頁。

ADAME GODDARD, Jorge: *Estudios sobre política y religiosa y religión, Universidad nacional*, Universidad Nacional Autonoma de Mexico, 2008.

BLANCARTE, Roberto J.: *Los retos de laicidad y la secularización en el mundo contemporáneo*, El Colegio de México, 2008.

BURGOA, Ignacio: *Derecho constitucional mexicano*, 15a. ed., Porrúa, 2002.

BURGOA, Ignacio: *Las garantías individuales*, 40a ed., Porrúa, 2008.

CARPISO, Jorge: *La Constitución mexicana de 1917*, 14a ed., Porrúa, 2004.

Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos, versión original de 1917, «<http://www.juridicas.unam.mx/infjur/leg/conshist/pdf/1917.pdf>».

論 説

Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos (Vigente al 9 de febrero de 2009), «<http://info4.juridicas.unam.mx/ijure/fed/9/>».

Constitution Politique des Etats-Unis Mexicains, «<http://www.juridicas.unam.mx/infjur/leg/constmex/pdf/constfra.pdf>».

Diccionario de derecho constitucional, 2a ed., Porrúa/Universidad Nacional Autónoma de Mexico, 2005.

TENA RAMIREZ, Felipe: *Leyes fundamentales de México 1808–2005*, 28a ed., Porrúa, 2005.

本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）「政教分離原則における国家の非宗教性に関する比較研究」（21530041）による成果である。